

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	社会保険等加入者に対する肝炎ウイルス検診（単独）に係る業務の委託について
----	--------------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項（業務委託）

事業の概要

事業名	健康診査（成人健康診査）													
担当課	健康推進課													
目的	区民の健康の保持及び増進を図る。													
対象者	40歳以上74歳以下の区民のうち、次に掲げる条件を満たす者 ① 新宿区国民健康保険に加入していないこと。 ② 生活保護を受給していないこと。 ③ 肝炎ウイルス検診の受診歴がないこと。													
事業内容	<p>【現行】 新宿区は、健康増進法に基づき、満40歳以上で過去に一度も肝炎ウイルス検診を受診したことがなく、他法による受診の機会がない区民を主な対象者として、肝炎ウイルス検診の受診機会を提供している。 肝炎ウイルス検診の実施方法は、次に掲げる者について、それぞれ明記するとおりである。</p> <p>① 40歳以上の新宿区国民健康保険加入者、生活保護受給者及び後期高齢者医療制度加入者（ともに肝炎ウイルス検診の受診歴のない者） →委託医療機関、保健センター及び区民健康センターで健康診査との同時実施を行う。</p> <p>② 40歳以上の社会保険等加入者（※） →区民健康センターのみで単独実施を行う。 ※ 健康保険組合、共済、国保組合、協会けんぽ等加入者</p> <p>上記実施方法においては、社会保険等加入者は、受診先が区民健康センターのみに限定されており、上記①の者と比べ、受診の受入枠が少なく、利便性の面でも不十分であった。また、平成26年度以降、区民健康センターの廃止も予定されている。</p> <p>【今後の方針】 平成25年度以降、上記実施方法を改善し、区民健康センターの廃止を見込んだ対策を講じるとともに、「健康増進事業に基づく肝炎ウイルス検診等の実施について」の一部改正について（平成23年3月29日付け健発0329第25号厚生労働省健康局長通知）により受診勧奨業務が推奨されたことも鑑み、社会保険等加入者も委託医療機関で肝炎ウイルス検診の単独受診を可能とすることとする。</p> <p>なお、肝炎ウイルス感染後、肝がん化するまでに約30年程度かかること、肝がん発症年齢が60代以降に集中していることを考慮し、肝炎ウイルス感染リスクの発見及びその後の治療の開始を目的として、区では、40歳以上60歳以下（5歳刻み）の年代に限定した社会保険等加入者に対し、肝炎ウイルス検診票の一斉発送方式による受診勧奨を行うこととする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">対象者</th> <th style="width: 25%;">実施形態等</th> <th style="width: 25%;">従来体制</th> <th style="width: 25%;">変更後体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[40歳以上の肝炎ウイルス検診受診歴のない者]国保・後期加入者・生保受給者</td> <td>健康診査と同時実施 (1,100人程度)</td> <td>委託医療機関及び区民健康センター</td> <td rowspan="2">委託医療機関及び区民健康センター</td> </tr> <tr> <td>[40歳以上の者]上記以外の社会保険等加入者等</td> <td>肝炎ウイルス検診の単独実施 (1,000人程度)</td> <td>区民健康センター</td> </tr> </tbody> </table> <p>【肝炎ウイルス検診単独実施対象者の検診の流れ】</p> <p>① 区は、受診を希望する対象者に肝炎ウイルス検診票を個別に発行する（受診勧奨対象者は予め発送済み）。</p> <p>② 上記受診希望者が、直接、委託医療機関又は区民健康センターに予約し、肝炎ウイルス検診票を持参のうえ、受診する。</p> <p>③ 委託医療機関は、受診者に肝炎ウイルス検診の結果説明を行った上で、区に当該検診結果を提出する。</p> <p>④ 区は、委託医療機関の請求に基づき、当該肝炎ウイルス検診実施に係る委託料を支払う。</p>			対象者	実施形態等	従来体制	変更後体制	[40歳以上の肝炎ウイルス検診受診歴のない者]国保・後期加入者・生保受給者	健康診査と同時実施 (1,100人程度)	委託医療機関及び区民健康センター	委託医療機関及び区民健康センター	[40歳以上の者]上記以外の社会保険等加入者等	肝炎ウイルス検診の単独実施 (1,000人程度)	区民健康センター
対象者	実施形態等	従来体制	変更後体制											
[40歳以上の肝炎ウイルス検診受診歴のない者]国保・後期加入者・生保受給者	健康診査と同時実施 (1,100人程度)	委託医療機関及び区民健康センター	委託医療機関及び区民健康センター											
[40歳以上の者]上記以外の社会保険等加入者等	肝炎ウイルス検診の単独実施 (1,000人程度)	区民健康センター												

件名 社会保険等加入者に対する肝炎ウイルス検診(単独)に係る業務の委託 について

保有課(担当課)	健康推進課
登録業務の名称	健康診査(成人健康診査)
委託先	1 新宿区医師会に所属する医療機関 2 中野区医師会に所属する医療機関 3 個別契約の医療機関(上記医師会に所属しない医療機関との直接契約)
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	【前頁対象者欄に該当する者に係る情報項目】 郵便番号、住所、氏名(漢字)、生年月日、性別、受診番号、電話番号、受診年月日、問診項目、判定結果
処理させる情報項目の記録媒体	紙
委託理由	社会保険等加入者は、受診先が区民健康センターのみに限定されており、他の対象者と比べ、受診の受入枠が少なく、利便性の面でも不十分であるとともに、平成26年度以降、区民健康センターの廃止も予定されている。 平成25年度以降、上記現状の問題点を改善するとともに、区民健康センターの廃止を見込んだ対策を講じるため、社会保険等加入者も上記委託先で肝炎ウイルス検診の単独受診を可能とすることとする。
委託の内容	社会保険等加入者に対する肝炎ウイルス検診を単独実施として行う。 詳細内容： 問診、採血、C型肝炎ウイルス検査及び判定、 B型肝炎ウイルス検査及び判定
委託の開始時期及び期限	平成25年6月1日(以降継続)
委託にあたり区が行う情報保護対策	1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。
受託事業者に行わせる情報保護対策	1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定する。 2 受診者に係るデータは、施錠できる金庫(キャビネット)に保管する。 ※ 上記1及び2については、「仕様書」に明記する。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 6 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 7 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 8 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 9 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

- 10 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡すものとし、乙が業務を行うに当たり

乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(業務に関する報告)

11 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査)

12 乙は、業務に関する個人情報の管理状況について、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

13 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

14 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

15 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

16 乙は、第1項から第14項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。